

2 計画の概要

(1) 環境政策の動向

本計画策定の重要なポイントとなる最近の環境政策は以下の4点です。

■ 自然環境の保全

国連環境開発会議（地球サミット）での討議を通じて、1993年には生物多様性条約が発効されました。これを受けて、日本では2006年に「第三次生物多様性国家戦略」が閣議決定され、生物多様性を社会に浸透させる、地域における人と自然との関係を再構築するなどの基本方針が決定されました。

■ 循環型社会の形成

平成12年（2000年）に循環型社会形成推進基本法が制定されて以来、3R（発生抑制、再使用、再生利用）の推進と廃棄物の適正処分が進められた一方で、環境と経済・社会が一体となって発展する国づくり・地域づくりが行われてきました。

■ 歴史と伝統の継承と新たな文化の創造

環境に関して扱われる範囲は、当初は公害防止などに限られていましたが、次第にその範囲が広がり、最近では景観保全の観点からの歴史と文化、快適な環境の創出のための伝統の継承と創造までも含まれるようになりました。

■ 地球温暖化対策

地球温暖化に関しては、IPCC（気候変動に関する政府間パネル）第4次評価報告書（2007年）等からも、地球温暖化に関する人間活動の関与は疑う余地が無いと断定されています。1997年に採択された京都議定書では、先進国全体の2008年から2012年までの温室効果ガス排出量を1990年比で少なくとも5%削減することを目標として、各国ごとの数値目標（日本は6%削減）が設定されています。その後、国内外の様々な討議を経て、日本の責任として、「低炭素社会づくり行動計画」（平成20年7月閣議決定）において、2050年までに現状から60～80%二酸化炭素排出量を削減するという目標が定められました。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、村上市環境基本条例第9条の規定に基づいて、名称を「村上市環境基本計画」とします。また、本計画は本市の環境の保全に関わる最も基本となる計画であり、「第1次村上市総合計画」（平成21年12月策定）の環境関連計画であるとともに、村上市における個別計画や事業に対して、環境の保全に関する基本的な方向を示すものです。

(3) 計画の対象とする環境の範囲

本計画の対象とする計画の範囲は、自然環境、生活環境、社会環境、地球環境の4分野を基本とします。



図 2-1 対象とする環境の範囲

(4) 計画の対象地域

本計画は、村上市全域を対象とします。ただし、大気・水環境や廃棄物等に関しては、隣接市町村及び隣県の現状や動向にも配慮するほか、地球環境に関しては、日本国内の現状及び国際情勢も視野に入れた計画とします。

(5) 計画の期間

本計画の期間は、平成23年度から平成32年度までの10年間とします。ただし、経済社会情勢の変化や新たな環境問題の解決に対しても柔軟に対応するため、期間の中間年度（平成27年度）において見直しを行い、必要に応じて計画を修正します。



図 2-2 計画の期間

